

平成11年 9月27日制定
平成25年 4月 1日最終改定
平成27年 8月 1日最終改定
平成31年 4月 1日最終改定

公益財団法人兵庫県住宅建築総合センター確認検査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが、別に定める確認検査業務規程(以下「業務規程」という。)に基づき実施する確認検査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(確認の申請手数料)

第2条 業務規程第19条に規定する確認の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額
100㎡以下のもの	4号建築物	20,000円
	型式部材等	19,000円
	上記以外	20,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	29,000円
	型式部材等	28,000円
	上記以外	30,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	40,000円
	型式部材等	39,000円
	上記以外	42,000円

- ※ 天空率の審査：各6,000円加算
- ※ 長屋・共同住宅：2,500円/戸加算
- ※ 住宅以外の用途：5,000円加算
- ※ 複数棟：1,000円/棟加算
- ※ 福祉のまちづくり条例対象施設：6,000円加算

(計画変更確認の申請手数料)

第3条 業務規程第27条に規定する計画変更確認の申請に係る手数料の額は、前条の二分の一の額とする。ただし、当センター以外の機関が確認した計画を変更確認する場合の申請手数料については、前条のとおりとする。

(中間検査の申請手数料)

第4条 業務規程第30条に規定する中間検査の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額
100㎡以下のもの	4号建築物	24,000円
	型式部材等	23,000円
	上記以外	24,000円

100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	25,000円
	型式部材等	24,000円
	上記以外	26,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	32,000円
	型式部材等	31,000円
	上記以外	34,000円

※当センター確認物件以外のものについては第2条確認の申請手数料を加算する

※地域により以下の出張費を加算する

中播磨2,000円、西播磨、丹波4,000円、但馬、淡路6,000円

※長屋、共同住宅：1,000円/戸加算

※住宅以外の用途：1,000円加算

(完了検査の申請手数料)

第5条 業務規程第38条に規定する完了検査の申請に係る手数料の額は、次の表に掲げるとおりとする。

床面積の合計		手数料の額	
		中間検査を行っていない場合	中間検査を行っている場合
100㎡以下のもの	4号建築物	28,000円	22,000円
	型式部材等	28,000円	22,000円
	上記以外	28,000円	22,000円
100㎡を超え200㎡以下のもの	4号建築物	29,000円	23,000円
	型式部材等	29,000円	23,000円
	上記以外	30,000円	24,000円
200㎡を超え500㎡以下のもの	4号建築物	36,000円	28,000円
	型式部材等	36,000円	28,000円
	上記以外	38,000円	30,000円

※当センター確認物件以外のものについては第2条確認の申請手数料を加算する

※地域により以下の出張費を加算する

中播磨2,000円、西播磨、丹波4,000円、但馬、淡路6,000円

※長屋、共同住宅：1,000円/戸加算

※住宅以外の用途：1,000円加算

※複数棟：1,000円/棟加算

※追加説明書の審査が必要な場合、計画変更手数料を加算する。

※追加説明書の審査の結果、再検査が必要となる場合は1/2の手数料を徴収する。

(仮使用認定の申請手数料)

第6条 業務規程第43条に規定する仮使用認定の申請に係る手数料の額は、100,000円とする。

(申請手数料の減額)

第7条 第2条、第4条及び第5条の規定にかかわらず当センターが効率的な確認業務を実施できると判断したときは、別途協議により申請手数料を減額する。